医療的ケア児とは

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児(在宅)は、約2万人(推計)である。

医療的ケア児支援法の概要(令和3年9月施行)

立法の目的

- ○医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- ○医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な 支援を受けられるようにすることが重要な課 題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、 その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生み、育てることができる 社会の実現に寄与する

基本理念

- 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
- ⇒医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る 支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所・学校の設置者の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

- ○医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- ○医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- ○相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- ○支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所・学校の設置者による措置

- ○保育所における医療的ケアその他の支援
 - ⇒看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- ○学校における医療的ケアその他の支援
 - ⇒看護師等の配置

医療的ケア児支援センター(都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う)

- ○医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- ○医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

基本的な考え方

- 平成29年度に「重症心身障害児者地域生活支援協議会」を設置し、地域の保健、医療、福祉、子育て支援、教育等に関する多職種の機関・団体が 組織横断的な連携を更に深め、医療的ケア児等を地域全体で支えていくよう取り組む。
- その際、行政が能動的に支援ニーズを把握し、医療的ケア児等に寄り添ったアウトリーチ型のきめ細かい支援を継続的に行っていく。
- 令和3年9月、基本理念及び求められる支援措置などを明記した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(以下、「医療的ケア児支援 法」という)が施行されることになったことから、法に掲げる各種の支援措置を勘案しながら、関係機関と連携し関連施策の充実等を検討していく。

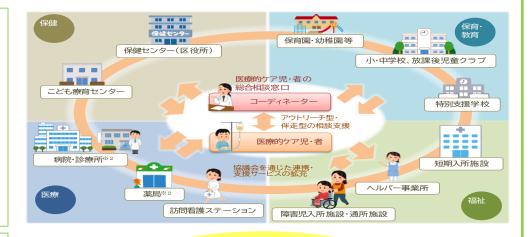
主な取組内容

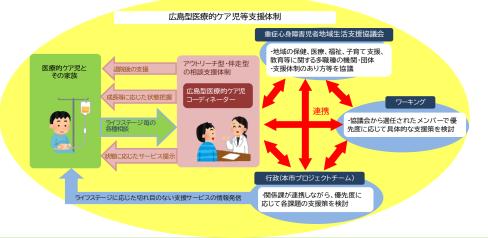
(1) 医療的ケア児支援法施行前

- ① 広島市重症心身障害児者相談支援センター(ほっといけあひろしま)を設置し、 医療的ケア児者を含む重症心身障害児者に対する専門的な相談支援を行う相 談窓口の運営
- ② 医療的ケア児者が利用できる事業所情報等を発信するWebサイトの開設
- ③ 舟入市民病院における医療型短期入所事業の実施(2床)
- ④ 本市の関係部署で構成するプロジェクトチームを設置し、協議会と連携を図りながら組織横断的な課題検討を行う
- ⑤ 令和3年度から、広島市重症心身障害児者相談支援センター及び東区基幹相談支援センターに看護師資格を持つ専門相談員をそれぞれ1名配置し、医療機関や学校、訪問看護ステーションなどの関係機関と連携して、医療的ケア児とその家族の生活全般の支援に当たる(=広島型医療的ケア児者コーディネーター)

(2) 医療的ケア児支援法施行後

- ① 「重症心身障害児者地域生活支援協議会」に新たにワーキンググループを設置し、コーディネーターを中心としたアウトリーチ型の相談支援体制を構築
- ② 医療的ケア児に係る実態調査を実施し、本市の医療的ケア児等の支援ニーズを 把握
- ③ 「支援に関する情報が少ない、どこに相談したらよいか分からない」といった課題が明らかとなったため、個人情報の同意を得た保護者に対し、行政の支援情報等のメールマガジン形式による毎月の情報提供を開始
- ④ 把握したその他の支援ニーズについても、引き続きプロジェクトチーム等において共有・検討を進めていくことにより、支援策の充実を図っていく
- ⑤ 舟入市民病院における医療型短期入所事業の増床(2床→3床)





調査の目的

○ 医療的ケア児やその御家族の生活実態や支援ニーズを把握し、関係課において支援施策等を検討する。

調査の概要など

①実施期間:令和4年1月~3月末

②対象者:市内に住所を有し、小児科系の診療

科等に通院し、在宅で医療的ケアを必

要とする児

③調査方法:一次調査(人数の把握)

二次調査(調査票を市町へ提出)

④回答数 : 118人

- ⑤お困りごと、行政や関係機関等へのご要望など(一部抜粋)
- ○行政からの支援情報が少ない。
- ○医療的ケア児を受け入れ可能な福祉サービス事業所がどこにあるか示してほしい。
- ○保育園や学校で医療的ケアに対応可能な看護師を配置(増や)してほしい。
- ○レスパイト先(短期入所等)、日中活動の場(デイサービス等)を増やしてほしい。
- ○将来、介護者(親)が高齢や病気になった時、子の面倒を誰がみてくれるか不安。
- ○保険適用や補助対象になる医療器材や日常生活用具が少なく、経済的負担が大きい。

今後の対応

今後検討していく支援項目

- ① 災害時の避難の在り方 (避難所・自宅での生活支援)
- ② 医療サービスの充実
- ③ 通学支援
- ④ 看護師等の配置
- ⑤ 学校生活での支援の充実
- ⑥ 母子通園等の保護者の負担軽減
- ⑦ 通園支援
- ⑧ 福祉サービス等の充実
- ⑨ 福祉用具等の経済的負担軽減

支援施策の検討項目

- ① わたしのひなんシート(個別避難計画)の作成状況の確認(自助)
- ② 避難行動要支援者名簿への登録状況の確認(共助)
- ③ 避難訓練の実施(自助支援)
- ④ 自助を支援する「ツール」の作成・配布(自助支援)
- ⑤ 災害対策の重要性についての定期的な周知(自助支援)
- ⑥ 福祉避難所での支援(共助・公助)
- ⑦ 非常用電源等の確保(共助・公助)
- ⑧ 医療的ケア物品の配送等(共助・公助)
- ⑨ 追加調査等による詳細なニーズ把握



医ケアリスト掲載者137人全員が、災害時に安全・安心に過ごせることを目指す!